

令和 7 年 度

事 務 報 告 書

小 金 井 市

編　　さん　　例

- 1　令和７年度事務報告書を作成した。
- 2　事務実績の内容は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までである。
ただし、出納整理期間のある事務は、令和８年５月３１日までを含む。
なお、議会事務局については、令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までとする。

令和８年７月

小金井市総務部総務課

目 次

市の概要

事務実績

企画財政部

企画政策課	9
財政課	21
広報秘書課	25
情報システム課	33

総務部

総務課	37
地域安全課	43
職員課	49
管財課	61

市民部

市民課	65
コミュニティ文化課	77
経済課	101
保険年金課	111
市民税課	117
資産税課	123
納税課	125

環境部

環境政策課	131
ごみ対策課	149
下水道課	161

福祉保健部

地域福祉課	167
自立生活支援課	177
介護福祉課	199
健康課	217

子ども家庭部	
子育て支援課	223
保育課	231
児童青少年課	235
こども家庭センター	249
都市整備部	
都市計画課	253
まちづくり推進課	257
道路管理課	261
建築営繕課	275
交通対策課	277
区画整理課	283
会計課	285
学校教育部	
庶務課	289
学務課	301
指導室	309
生涯学習部	
生涯学習課	315
図書館	341
公民館	349
議会事務局	359
選挙管理委員会事務局	389
監査委員事務局	399
農業委員会事務局	403
固定資産評価審査委員会事務局	407

市の概要

市 の 概 要

1 市 制 施 行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

2 位 置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分 標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）
--

3 面 積

東西・・・4.1km 南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km

（注） 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

4 世帯・人口（対前年比較、各年とも4月1日現在）

区分 年別	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)		
		男	女	計
令和8年	64,478	62,188	64,081	126,269
令和7年	63,698	61,658	63,691	125,349
比 較	780	530	390	920

小金井市行政機構図（令和7年4月1日現在）





